

社会福祉法人慈恵会 役員等報酬及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会の役員及び評議員の報酬及び費用について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、役員業務及び保育園、認定こども園の運営のための業務にあたる者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬等の区分)

第3条 役員の報酬は、常勤の役員にあつては月額報酬、非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬とし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 非常勤役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- (3) 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。

(費 用)

第5条 非常勤役員及び評議員が、会議に出席する場合又は職務の執行のため出張する場合は、別表4「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

- 2 前項にかかわらず、常勤役員については、職員旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。
- 3 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(重複支給の防止)

第6条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

- 2 当法人職員給与規程の適用を受ける者が、当法人の役員を兼ねるときは、第4条に定める報酬は支給しない。また、第5条費用については職員旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 報酬については、その月の初日から末日までの分を毎月21日に支給する。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日とする。
- 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、業務を行った都度支給する。
- 4 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、常勤役員については本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、給食費、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算方法)

第8条 月の途中で新たに就任した常勤役員の報酬は、その日から当該月の末日まで日割り計算により支給する。

- 2 常勤役員が月の途中で退任、又は解任された場合は、当該月の初日から退任し、又は解任された日までの報酬を日割り計算により支給する。
- 3 前2項の日割り計算による日額の計算は、報酬の額を当該月の暦日から当該月の休日を除いた日数で除して得た額とする。
- 4 この規定により、計算金額に端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50銭未満の端数について、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(役員報酬総額)

第12条 役員区分ごとの報酬総額は次のとおりとする。

区 分		報酬総額（年額）	備 考
理 事	理事長	1,800,000 円	
	理事（職員兼務）	0 円	職員給与のみ
	理事（非常勤）	400,000 円	上限額
監 事		200,000 円	上限額
評議員		200,000 円	上限額

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月2日より適用する。

この規程は、平成29年12月8日より適用する。

この規程は、令和6年7月1日より適用する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬額
理事長	月額 15 万円

別表 2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	10,000 円

別表 3 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会等への出席	10,000 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	10,000 円

別表 4 (旅費交通費)

交 通 費	自家用車	2Km 未満	2Km 以上 10Km 未満	10Km 以上 20Km 未満	20Km 以上
		支給無し	1,000 円	2,000 円	5,000 円
	公共交通機関	実費			
	宿泊費	実費			